

## 矢巾町水道事業パブリック・コメント手続実施要綱

### (目的)

第1 この告示は、パブリック・コメント手続に関する必要な事項を定めることにより、本町の水道事業（以下「事業」という。）における町民等に対する説明責任を果たし、事業への参画を通じて開かれた事業の推進に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2 事業の基本的な計画の策定に当たり、内容その他必要な事項を広く公表し、町民等からの意見及び情報（以下「意見等」という。）の提出を受け、提出された意見等の概要及びその意見等に対する町の考え方を公表する一連の手続きをパブリック・コメント手続きという。

2 この告示において「実施機関」とは、町長（水道事業管理者としての権限を行う町長）をいう。

3 この告示において「町民等」とは次に掲げるものをいう。

- (1) 本町の区域内又は給水区域内に住所を有する者
- (2) 本町の区域内又は給水区域内に事務所又は事業所を有するもの
- (3) 本町の区域内又は給水区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 本町の区域内又は給水区域内に存する学校に在学する者

### (対象)

第3 パブリック・コメント手続きの対象となる事案（以下「対象事案」という。）は次に掲げるものとする。

- (1) 事業の基本的な計画の策定
- (2) 事業の基本的な計画の重大な変更
- (3) 矢巾町水道事業の設置等に関する条例
- (4) 実施機関が別に必要と認めるもの

### (対象の適用除外)

第4 第3の規定にかかわらず、実施機関は次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリック・コメント手続を実施しないことができる。

- (1) 緊急を要する場合
- (2) 法令の制定、改正又は廃止に伴い当然必要とされるもの
- (3) 法令等によりこの手続きに類似した意見聴取の手続きが定められているもの
- (4) 金銭の徴収又は予算の定めるところにより行う金銭の給付に係る案件（予告）

第5 パブリック・コメント手続を実施しようとするときは、対象事案の名称及び意見等の提出機関を広報紙及びインターネットを利用した閲覧の方法等により、原則として、当該パブリック・コメント手続の実施を予告するものとする。

### (手続の開始)

第6 パブリック・コメント手続の実施に当たり、次の事項を公表するものとする。

- (1) 対象事案を作成した趣旨、目的及び背景
- (2) 対象事案を立案する際に整理した実施機関の考え方及び論点
- (3) 町民等が当該対象事案を理解するための必要な資料

### (意見等の提出)

第7 実施機関は第6の規定による公表の日から30日以上の間を設けて、対象事案についての意見等の提出を受け付けるものとする。

2 前項の規定による意見等の提出方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の提出
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が適当と認める方法

3 意見等の提出に当たっては、町民等の住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）の記載を求めるものとする。

（意見等の取扱い）

第8 実施機関は第7の規定により提出された意見等を考慮して、対象事案について意思決定を行うものとする。

（結果の公表等）

第9 実施機関は、対象事案について意思決定を行った場合は提出された意見等の概要及び提出された意見等に対する実施機関の考え方を公表するものとする。ただし、矢巾町行政情報公開条例（平成11年条例第1号）第9条に規定する行政情報を公開しないことができる場合に該当するものについてはこの限りでない。

2 実施機関は、パブリック・コメント手続により対象事案を修正したときは、その修正の内容を公表するものとする。

（補則）

第10 この告示に定めるもののほか、パブリック・コメント手続の実施に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

この告示は、平成18年9月1日から施行する。